



める。

第一条中「更生手続」の下に「再生手続」を加える。

第二条第七項を次のように改める。

7 この法律において「預金等債権」とは、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等（政令で定めるものを除く。）に係る債権をいう。

第二十四条第一項中「（同条第四項を除く。）」を削り、「更生手続開始の登記」とあるのは「更生計画認可の登記」と、「整理開始又は特別清算開始の登記」とあるのは「破産の登記又は再生手続開始の登記」と、同条第三項中「更生手続開始決定取消の登記」とあるのは「更生計画認可の取消しの登記」を、「整理開始又は特別清算開始」とあるのは「整理開始」に改める。

（略）

第一条中「更生手続」の下に「再生手続」を加える。

第二条第五項を次のように改める。

5 この法律において「預金等債権」とは、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等（政令で定めるものを除く。）に係る債権をいう。

第二十四条第一項中「（同条第四項を除く。）」を削り、「更生手続開始の登記」とあるのは「更生計画認可の登記」と、「整理開始又は特別清算開始の登記」とあるのは「破産の登記又は再生手続開始の登記」と、同条第三項中「更生手続開始決定取消の登記」とあるのは「更生計画認可の取消しの登記」を、「整理開始又は特別清算開始」とあるのは「整理開始」に改める。

（略）